

基安労発1114第2号
令和元年11月14日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に関する対応について

本年4月19日に閣議決定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（別添1）では、職場における普及啓発の取組として、「厚生労働省は、平成31年度中を目途に、地方公共団体、保健所、労働局、産業保健総合支援センター、健康保険関係団体等において、事業場の産業保健スタッフ等からギャンブル等依存症の相談が寄せられた場合に相談窓口等を紹介できるよう、必要な取組を行う」とされている。

今般、こうした取組を支援するためのツールとして、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部より、別添2のとおりギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレットの情報提供がなされたところである。

貴局におかれては、当該基本計画に記載された内容を踏まえ、事業者等からギャンブル等依存症の相談が寄せられた場合には、別添2のリーフレット等を活用して相談窓口を紹介する等、適切な対応に遺憾なきを期されたい。

なお、別添3のとおり、独立行政法人労働者健康安全機構あて通知しているので、了知されたい。